

山梨県特別養護老人ホーム整備事業者

募集要項

令和 7 年 1 0 月

山梨県福祉保健部健康長寿推進課

1. 募集の趣旨

山梨県では、峡南圏域に所在する特別養護老人ホームが閉鎖されることに伴い、当該域内における介護サービス提供体制の維持を図るため、新たに 30 床の特別養護老人ホームを整備・運営する事業者を募集いたします。

整備・運営を希望される法人におかれましては、本要項及び関係法令等を十分にご理解のうえ、御応募いただきますようお願いいたします。

2. 募集内容

- (1) 施設の種類 広域型特別養護老人ホーム
- (2) 募集期間 令和 7 年 1 0 月 1 5 日 (水) ～ 令和 8 年 2 月 1 8 日 (水)
- 申請書類受付期間 令和 8 年 1 月 1 9 日 (月) ～ 令和 8 年 2 月 1 8 日 (水)
- (3) 募集条件

開設時期	令和 1 0 年 4 月 1 日 ※上記時期までに特別養護老人ホーム設置に係る認可および介護老人福祉施設の指定を受け、開設できること ※整備状況等により、令和 9 年度中の開設も可能とする。ただし、事前に開設時期について県に相談の上、承認を得た場合に限る。
整備区域	山梨県峡南圏域（市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町）
施設入所定員	3 0 人
居室形態	多床室
整備方法	新設又は既存施設の増床

(4) 県の財政支援

補助メニュー	補助金額	対象経費
山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金	989 千円×定員（30 人）を上限にその実経費	職員雇上げ経費（最大 6 か月間）、職員募集経費、備品購入費 他

※上記補助金の額は変更になる場合があります。

※補助金については、補助金の交付要件を満たす必要があります。また、別途審査を行いますので、今回の事業者の選定をもって補助金の交付決定を約束するものではありません。

(5) 募集上の留意点

本募集は、施設の閉鎖に伴う後継施設の確保を目的としています。よって新施設開所後は、旧施設入居者のうち、新施設に入居を希望される方全員の受け入れを応募の条件とします。

3. 応募の資格要件

- (1) 応募者は、社会福祉法人（法人設立予定者を含む）であること。なお、社会福祉法人設立予定者については、法人の概要や設立時期等が明確である場合に限る。
- (2) 介護保険法第 86 条第 2 項各号に該当しないこと。
- (3) 社会福祉法人（法人設立予定者を含む）の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 応募者が既存法人である場合は、社会福祉法第 56 条の規定に基づく直近の県指導監査において指摘事項がないこと。指摘事項があった場合にはすでに改善済みであること。
- (5) 応募者若しくはその配偶者又は 2 親等以内の親族が、本整備計画実施主体とは別の社会福祉・医療事業を目的とする法人又は診療所その他の事業所の代表者である場合には、その法人について、医療法第 63 条の規定に基づく直近の立ち入り検査において指摘事項がないこと、又は指摘事項があった場合にはすでに改善済みであること。
- (6) 社会福祉法人および理事長（新設法人の場合は理事長就任予定者）は、国・県・市町村税について滞納がないこと。
- (7) 施設は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 46 号）および「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号）に適合していること。
- (8) 介護保険法、社会福祉法、老人福祉法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、消防法、景観条例等の関係法令を遵守していること。
- (9) 建設予定地については、都市計画法、農振法、農地法、その他土地に関する法的規制について、関係機関と事前に相談を行い、当該計画の実現性を確認していること。
- (10) ア 建設予定地は、災害レッドゾーン（都市計画法第 33 条第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地をいう。以下同じ。）に該当する区域ではないこと。ただし、防災対策工事により事業開始時点で当該建設予定地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合を除く。
イ 建設予定地は、災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域又は水防法第 14 条第 1 項若しくは第 2 項の洪水浸水想定区域若しくは同法第 14 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の雨水出水浸水想定区域に該当する区域をいう。）に該当する区域でないこと。ただし、防災対策工事により事業開始時点で当該建設予定地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合、安全性に十分配慮した計画となっている場合等を除く。

- (11) 建設予定地については、原則として社会福祉法人が所有している土地、又は用地取得が確実な土地であることが必要です。借り上げによって建設予定地を確保する場合には、施設の長期運営が保障されるための適切な措置（30年以上の地上権又は借地権の設定および登記等）が講じられていること。

※売買契約予定又は借地契約予定の場合、応募時点で契約を締結している必要はないが、本要項に係る山梨県特別養護老人ホーム整備事業者として選定された後に契約を締結する旨を書面で確約しておくこと（借地の場合の地上権等の設定および登記の契約も同様）。

※借り上げに伴う賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であること。（設置主体の理事長又は役員等から賃借した建設用地ではないこと。）

- (12) 土地・建物に、当該事業以外の目的による抵当権その他、事業の遂行を制限するおそれのある権利が設定されていないこと。

- (13) 社会福祉法人等によって、利用者負担の軽減が図られていること。

4. その他

- (1) 整備予定地の市町村と事前に調整を行い、整備計画等に関する意見を確認しておくこと。
- (2) 応募にあたっては、整備予定地周辺の住民や自治会長への説明会を開催するなど、地域住民の理解を得ながら計画を進めること。
- (3) 独立行政法人福祉医療機構や銀行等からの借入を予定している場合には、事前に当該金融機関等に相談し、借入限度額や償還計画等について十分な調整を行うこと。
- (4) 施設整備の準備を進めた場合でも、審査の結果によって候補事業者を選定されない可能性がある。準備にかかる費用は応募者の負担となるため、選定されないリスクを十分に考慮しておくこと。

5. 提出書類等

提出書類は別添「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)整備計画書提出書類一覧」(新設法人の場合、「社会福祉法人設立認可申請書(事前審査用)」も併せて提出)によるものとします。書類は、項目の全てに記載(該当しない箇所は「該当なし」等を記載すること。)して提出してください。

※書類提出に関する留意事項

- (1) 受付締め切り後の追加提出、差し替え等は認めません。
- (2) 介護保険法、社会福祉法、老人福祉法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、消防法、景観条例等の関係法令に規制がある場合は、関係機関と十分協議を行ってください。

(3) 応募に要した費用については、応募者の負担とします。

(4) 提出された書類は返却しません。

6. 提出書類の受付

受付期間 : 令和8年1月19日(月) ~ 令和8年2月18日(水)
(ただし、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日を除く。)

受付時間 : 8時30分 ~ 17時15分 ※12時~13時を除く。

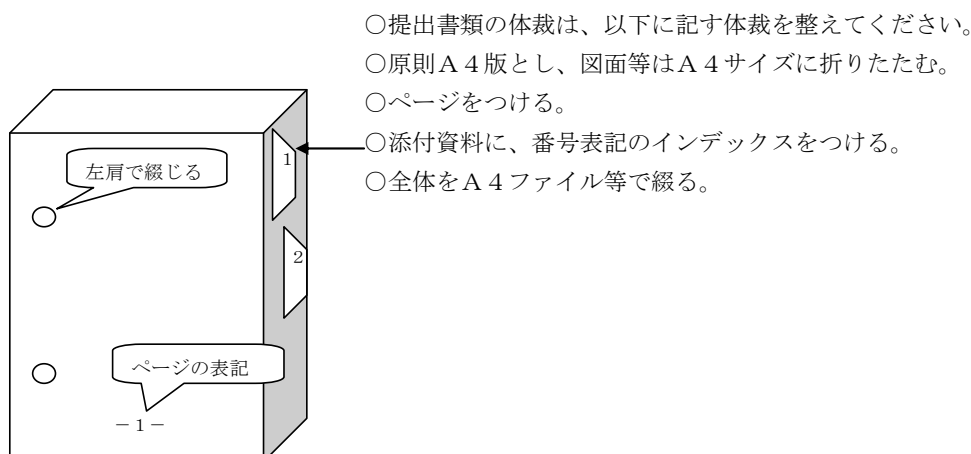
提出方法 : 持参

※上記「3. 応募の資格要件」を満たしていない場合や書類の不備がある場合、書類を受け付けないことがあります。

※応募受付後、辞退をする場合は速やかに辞退届出書(任意様式)を提出してください。

提出先	山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県福祉保健部健康長寿推進課(山梨県庁本館5階)介護人材・基盤整備担当 TEL: 055-223-1451
提出部数	それぞれ、正本1部、副本1部 ・ 副本はコピー可。ただし、原本がカラーの場合は、副本もカラーとすること。(代表者(法人登記)印部分は除く。) ・ 目次及びインデックスを付けてA4ファイルに綴じること。

提出書類の体裁



7. 質疑応答

(1) 質問は、メールにより別添質問票によって行ってください。

※メールアドレス: chouju-kiban-chousa@pref.yamanashi.lg.jp

※メール表題は「特別養護老人ホーム公募質問票(重要)」としてください。

※メール送信後に必ず電話によりメールが正常に到達したことを確認してください
(山梨県福祉保健部健康長寿推進課介護人材・基盤整備担当 TEL:055-223-1451)

※老人福祉法、介護保険法及び関係基準等を理解したうえでの応募を前提としているので、関係法令で確認できる内容、例えば、「介護老人福祉施設の指定基準を教えてください」、「介護職員の配置はこれでいいか」などの質問は受け付けません。
ただし、認可、指定基準の解釈上の疑義についてはこの限りではありません。

(2) 質問受付期間：令和7年10月15日（水）～令和8年1月16日（金）

※受付期間終了後の質問は受け付けません。

※質問については、随時回答するとともに、その内容を周知する必要がある場合は、回答を山梨県健康長寿推進課ホームページで公表します。

8. 選定について

(1) 選定方法

県では、今回の特別養護老人ホームの整備に際して、求めるべき施設像を、下表のとおり示し、これに沿った整備が行える者を候補事業者として選定することとします。

基本方針	個人の尊厳の保持と自律支援、地域や家庭との結びつき、地域貢献を目指した施設 ■整備・運営方針が、個人の尊厳の保持と自律支援を目指すものである ■地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、地域の福祉拠点として、関係機関との密接な連携を図っている
	確実な施設整備と安定した経営が見込まれる施設(法人) ■施設・設備に係る事業費の積算根拠及び金額が妥当である ■資金調達が確実に見込まれる ■設置当初の運営費の積算、収支見込みが妥当である
事業の実現性	施設整備、運営について地元に対して十分に説明し理解が得られたうえで、協力の同意が得られている施設 ■建設予定地市町村長の同意が得られている ■建設予定地自治会、隣接土地所有者等の同意が得られている
	利便性の良い場所に位置している施設 ■主要な道路までのアクセスは、幅員4m程度以上の道路であって、普通自動車、緊急車両が円滑に通行できる ■公共交通の利便性が確保されている
立地状況	地域との交流の促進が期待できる場所に位置し、外出機会の促進が期待できる環境にある施設 ■保育所、学校、住宅街等と近接し、入居者と地域の交流が可能な場所である ■店舗、社会教育施設、公園等と近接し、外出の機会を促進する生活環境にある ■平坦な場所であるなど、徒歩又は車椅子による外出の機会を促進する生活環境である
	ばい煙、騒音、振動等の問題がなく、日照、風通しがよい等、生活環境が良好な施設。敷地は、一定の広さを有し、運営上支障のない形状となっている施設 ■ばい煙、騒音、振動、日照等の問題がない ■敷地面積は、運営上十分な広さを有し、形状が著しく不整形なものでない
施設・設備整備、施設運営	個人の意思及び人格を尊重する施設 ■生活全般において、入居者のプライバシーや尊厳が保たれるしつらえとサービス提供がなされている ■施設内の安全対策、衛生管理を考慮したしつらえと職員体制となっている
	入居前の暮らしと入居後の暮らしが連続したものとなる、利用者一人一人の生活リズムを大切にできる施設 ■今までと同じ暮らしを創る工夫がなされている ■24時間、365日、入居者が必要とする介護が可能なチームケアの仕組みが整えられている
	入居者・地域・家庭との結びつきを重視した施設 ■地域住民との交流を促す環境が整えられている ■家族とのかわりが継続する環境が整えられている
	福祉拠点として、幅広く地域に貢献できる施設 ■地域の福祉拠点として、県内における先導的な役割を果たしている ■地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、広く地域の高齢者福祉の増進に寄与している ■地域に根ざし、地域に開かれ、地域のニーズに対応した、幅広い世代の交流拠点や福祉拠点となっている

① 審査は、応募書類をもとに、別紙「審査基準」を目安に行います。

「審査基準」は、「適否判定基準」と「評価基準」から構成されています。

(ア)「適否判定基準」を満たさない場合は、選定対象外とします。

(イ)「評価基準」により、上表で示す県が求めるべき施設であるかを評価します。

区分毎に「審査の視点」を例示しておりますが、それぞれの項目の重要性は当然異なります。このため、「審査の視点」に合致する項目の多寡のみで評価をするのではなく、施設整備計画全体を総合的に評価します。

また、「審査の視点」で示す内容以外で、施設、運営面で独自の整備・運営内容が

あれば、検討し評価をします。

- ② 専門的な視点での評価を行うとともに、選定の公正性、透明性を確保するため、外部委員のみで構成される選定委員会を組織し、応募書類及び応募者からのプレゼンテーション等を総合的に審査し決定します。

(2) 選定結果

各応募者に選定結果を通知します。また、選定結果は山梨県健康長寿推進課ホームページで公表します。

(3) 結果通知の時期 令和8年5月下旬（予定）

(4) その他の留意事項

本選定により、老人福祉法の規定に基づく特別養護老人ホームの設置認可(以下、「認可」という。)、介護保険法の規定に基づく指定(以下、「指定」という。)を保障するものではありません。

候補事業者に選定されても、認可に係る届け出、指定申請時において、基準に該当しない場合は、認可及び指定をいたしません。

9. 選定の取消

- (1) 候補事業者が、虚偽その他不正な手段により選定を受けた場合は、その決定を取り消すことがあります。
- (2) 候補事業者が、介護保険法、社会福祉法、老人福祉法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、消防法、景観条例等の関係法令に違反している場合はその決定を取り消すことがあります。
- (3) 選定後、下記の事業計画に変更が生じた場合は、その決定を取り消すことがあります。
 - ① 応募法人（設予定法人を含む。）に重大な変更が生じたとき。
 - ② 定員の変更。
 - ③ 建設予定地の変更、又は建設予定地が確保できないとき。
 - ④ 施設計画に重大な変更が生じたとき。
 - ⑤ 建設等に必要な資金調達が明らかに困難になったと認められるとき。
 - ⑥ その他、施設の運営に支障をきたすと認められるとき。
- (4) (1)～(3)により決定を取り消した場合、要した費用の弁済及び損害賠償を県に求めることはできません。

9. 公募スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和7年10月15日（水）	募集開始、質問受付開始
令和8年 1月16日（金）	質問受付終了
1月19日（月）	申請の受付開始
2月18日（水）	申請の受付締切（必着）
3月～5月中旬	選定作業
5月下旬	選定結果を通知

特別養護老人ホーム公募に係る質問票

1. 質問の内容について

①質問する項目

②質問する具体的な内容（具体事例等を含めた質問内容について）

2. 質問者について

①事業所名

②質問者の氏名

③連絡先

T E L — — （直通・代表）

F A X — —

E-Mail

質問票送信先

山梨県福祉保健部

健康長寿推進課介護人材・基盤整備担当

E-Mail： chouju-kiban-chousa@pref.yamanashi.lg.jp

審査基準

区分	審査の視点	[整備計画書該当項目]、 添付資料No.
適否判定基準	1.整備年度	
	(1) 令和10年4月1日までに特別養護老人ホーム設置に係る認可及び指定介護老人福祉施設の指定を受け、開設できる施設であること。	11
	2.応募資格	
	(1) 社会福祉法人であること。社会福祉法人設立予定者は、法人の概要及び設立時期等が明確であり、設立が確実に見込まれること。	(社福法人設立認可申請書 (事前申請用)(写))
	(2) 介護保険法第86条第2項各号に該当しないこと。	-
	(3) 社会福祉法人(社会法人設立予定者を含む。)の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。	45
	(4) 応募者が既存法人である場合は、社会福祉法第56条の規定に基づく直近の県指導監査等の指摘事項がないこと。指摘事項があった場合、改善済みであること。	-
	(5) 応募者若しくはその配偶者又は2親等以内の親族が、本整備計画実施主体とは別の社会福祉・医療事業を目的とする法人又は診療所その他の事業所の代表者である場合には、その法人について、医療法第63条の規定に基づく直近の立ち入り検査において指摘事項がないこと。指摘事項があった場合、改善済みであること。	[整備計画書p13]
	(6) 社会福祉法人及び理事長(新設法人の場合は理事長就任予定者)は、国、県及び市町村税について、滞納していないこと。	44
	(7) 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(以下、「基準」という。)に定める設備の基準を満たす計画となっていること。	13,14,15
	(8) 基準に定める職員の職種及び員数の基準を満たす計画となっていること。	[整備計画書p7],39
	(9) 介護保険法、社会福祉法、老人福祉法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、消防法、景観条例等の関係法令を遵守していること。	[整備計画書p11]
	(10) 建設用地については、都市計画法、農振法、農地法、その他土地にかかる法的規制について、関係機関に事前相談を行い、あらかじめ当該計画の実現性を確認していること。	[整備計画書p11],2
	(11) 建設予定地が、災害に係る指定区域或いは指定が見込まれる区域でないこと。	[整備計画書p10],8
	(12) 建設用地については、原則として、社会福祉法人が所有している土地、あるいは用地取得が確実な土地であること。また、借り上げにより建設用地を確保する場合は、施設の長期の運営が保障されるための適切な措置(30年間以上の地上権又は借地権の設定及び登記等)がなされていること。	[整備計画書 p8],9,18,22,23
	(13) 借地の場合の賃借料は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料または極力低額であること。	[整備計画書p8],23,24
	(14) 設置主体の理事長又は役員等から賃借した建設用地でないこと。	[整備計画書p8]
	(15) あること。(建設用地に福祉医療機構による貸付事業に係る抵当権が設定されている場合については、建設用地に計画施設を建設することについて福祉医療機構から同意が得られること。)	[整備計画書 p8],18,25,37
	(16) 社会福祉法人等による利用者負担軽減を図ることとしていること。	40
評価基準	3-1.事業の実現性(確実な資金調達が見込まれる施設(法人))	
	(1) 施設・設備に係る事業費の積算根拠及び金額が妥当であること。	[整備計画書p12],29～31,42
	(2) 福祉医療機構借入れについて、借入額が適切に積算されていること。	[整備計画書 p12,p13],31,32,34,36
	(3) 補助金、福祉医療機構借入金以外で予定されている自己資金(寄附金等)の調達が確実であると見込まれること。	[整備計画書 p12,p13],33～36,41
	(4) 設置当初の運営費の積算、収支見込みが妥当であること。	38,39,43
	3-2.事業の実現性(施設整備、運営について、地元に対して十分に説明し理解が得られたうえで、協力の同意が得られている施設)	
	(1) 建設予定地市町村長の意見は、施設整備計画について適当との見解であること。	2
	(2) 建設予定地自治会の同意が得られていること。	3
	(3) 隣接土地所有者の同意が得られていること。	4,9,19
	(4) 法定外公共物の利用者、水利権者等関係者の同意が得られていること。	5,9,17
	4.基本方針	
	(1) 個人の尊厳の保持に対して、十分な理解と熱意があるか。	[整備計画書p2]
	(2) 自律支援に対して、十分な理解と熱意があるか。	[整備計画書p2]
	(3) 入居者、地域、家庭との結びつきに対して、十分な理解と熱意があるか。	[整備計画書p2]
	(4) 地域貢献に対して、十分な理解と熱意があるか。	[整備計画書p2]
	5-1.立地状況(利便性の良い場所に位置している施設)	
	(1) 主要な道路から施設への進入路は、幅員4m程度以上の道路であって、普通自動車、緊急車両が円滑に通行できるか。	[整備計画書1(4)立地状況]
	(2) 公共交通の利便性は確保されているか。	[整備計画書1(4)立地状況]

評価基準	5-2.立地状況(地域との交流の促進が期待できる場所に位置し、外出機会の促進が期待できる環境にある施設)	
	(1) 保育所、学校、住宅街等と近接し、入居者と地域の交流が可能な場所であるか。	[整備計画書1(4)立地状況]
	(2) 店舗、社会教育施設、公園等と近接し、外出の機会を促進する生活環境にあるか。	[整備計画書1(4)立地状況]
	(3) 平坦な場所であるなど、徒歩又は車椅子による外出の機会を促進する生活環境であるか。	[整備計画書1(4)立地状況]
	5-3.立地状況(ばい煙、騒音、振動等の問題がなく、日照、風通しがよい等、生活環境が良好な施設。敷地は、一定の広さを有し、運営上支障のない形状となっている施設)	
	(1) ばい煙、騒音、振動等の問題がないか。	[整備計画書1(4)立地状況]
	(2) 斜面や高層建築物等で遮られていないか。	[整備計画書1(4)立地状況]
	(3) 敷地の形状は著しく不整形なものではなく、運営上支障がない形状となっているか。	[整備計画書1(4)立地状況]
	(4) その他、健全な生活の維持を妨げる環境にないか。	[整備計画書1(4)立地状況]
	6.個人の意思及び人格を尊重する施設	
	(1) 生活全般において、入居者のプライバシーや尊厳が保たれるしつらえと、サービス提供がなされていること	
	① 入居者が居室の施錠を行うことができるしつらえとなっているか。	[整備計画書1(4)居室]
	② 扉は原則引き戸となっているか。	[整備計画書1(4)居室]
	③ 居室内にトイレがあるか。居室内にトイレを設けない場合は、居室に近接して設けられているか。	[整備計画書1(4)トイレ]
	④ 洗浄乾燥暖房付き便座が設置されているか。	[整備計画書1(4)トイレ]
	⑤ 車椅子がトイレ内に入り扉を閉めることができる広さと形状であるか。	[整備計画書1(4)トイレ]
	⑥ トイレの出入りが見えない配置やしつらえとなっているか。	[整備計画書1(4)トイレ]
	⑦ トイレや便器に、便座への移乗や座位保持を支援できる手すりがあるか。	[整備計画書1(4)トイレ]
	⑧ 個別浴槽が3方向介助に対応した配置となっているか。	[整備計画書1(4)浴室]
	⑨ マンツーマン入浴を想定した浴室、脱衣室の広さとなっているか。	[整備計画書1(4)浴室]
	⑩ その他、入居者のプライバシーや尊厳が保たれるしつらえと、サービス提供に関し、特徴的な施設整備・運営がなされているか。	[整備計画書1(4)(5)特記すべき事項]
	(2) 施設内の安全対策、衛生管理を考慮したしつらえと職員体制であること	
	① 転倒防止や職員の腰痛負担軽減のため、二重床、浮床、ラバーやクッションを用いた床としているか。	[整備計画書1(4)床]
	② 建物周辺を透水性舗装等とし、車椅子等の利用に配慮しているか。	[整備計画書1(4)屋外付帯施設]
	③ 感染症対策のため、施設出入口に感染症予防のための設備を設置しているか。	[整備計画書1(4)施設出入口]
	④ 汚物処理室、洗濯室、浴室を近接して設置しているか	[整備計画書1(4)洗濯室・汚物処理室]
	⑤ 非常災害に備えて、入居者、職員が必要となる食料、飲料水等の備蓄を行うこととしているか。	[整備計画書1(5)非常災害・安全対策]
	⑥ 非常災害に備えて、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行うこととしているか。	[整備計画書1(5)非常災害・安全対策]
	⑦ その他、施設内の安全対策、衛生管理を考慮したしつらえと職員体制に関し、特徴的な施設整備・運営がなされているか。	[整備計画書1(4)(5)特記すべき事項]

評価基準	7. 入居前の暮らしと入居後の暮らしが連続したものとなる、利用者一人一人の生活リズムを大切にできる施設	
	(1) 今までと同じ暮らしを創る工夫がなされていること	
	① 2方向のベッド配置が可能な奥行きと幅があるか。	[整備計画書1(4)居室]
	② 隣接居室の親族利用を想定したしつらえとなっているか。	[整備計画書1(4)居室]
	③ 洗面台が設置されているか。	[整備計画書1(4)],13,15
	④ 洗面台に整容品を置くスペース、コンセント、車椅子利用者を想定した鏡があるか。	[整備計画書1(4)],13,15
	⑤ 居室内の環境調整(温湿度、採光、外気の取り込み)ができるしつらえとなっているか。	[整備計画書1(4)居室]
	⑥ 居室の出入口まわり、トイレの入口まわり、収納スペースまわりの固定壁側に手すりがあるか。	[整備計画書1(4)居室]
	⑦ 散歩、簡易な園芸が楽しめる庭園など、処遇向上につながる付帯施設があるか。	[整備計画書1(4)屋外付帯施設]
	⑧ 起床、睡眠は入居者のペースを尊重することとしているか。	[整備計画書1(5)睡眠]
	⑨ 食事は入居者のペースを尊重することとしているか。	[整備計画書1(5)食事]
	⑩ 入居者の嗜好を把握し、それに応じた趣味等の活動を行う機会を提供することとしているか。	[整備計画書1(5)生活支援]
	⑪ 生活相談や苦情処理窓口を設置し、援助、解決する仕組みがあるか。	[整備計画書1(5)生活支援]
	⑫ その他、今までと同じ暮らしを創る工夫に関し、特徴的な施設整備・運営がなされているか。	[整備計画書1(4)(5)特記すべき事項]
	(2) 24時間、365日、入居者が必要とする介護が可能なチームケアの仕組みが整えられていること	
	① 施設内に介護記録等を記録するスペースを設けるとともに、個人情報保護に配慮した保管スペースを設けているか。	[整備計画書1(4)諸室]
	② 機能訓練室など利用者処遇面で必要とする諸室整備がなされているか。	[整備計画書1(4)諸室]
	③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師など専門職を配置することとしているか。	[整備計画書1(5)職員配置]
	④ 適正な数の介護職員を配置する予定としているか。	[整備計画書1(5)職員配置]
	⑤ 看護職員を24時間配置することとしているか。	[整備計画書1(5)職員配置]
	⑥ 関連施設などと連携した研修、非常災害時の対応に関する研修等の実施を予定しているか。	[整備計画書1(5)職員研修・教育]
	⑦ 施設長就任予定者は、相当の福祉経験を有し、施設長資格を有しているか。	[整備計画書p7]26,27
	⑧ 職員(従業員)の確保の見通しが確実であるか。	[整備計画書p7]
	⑨ その他、24時間、365日、入居者が必要とする介護が可能なチームケアに関し、特徴的な施設整備・運営がなされているか。	[整備計画書1(4)(5)特記すべき事項]
	8. 入居者・地域・家庭との結びつきを重視した施設	
	(1) 入居者や地域住民との交流を促す環境が整えられていること	
	① 眺めの良い場所など、居心地の良い、入居者の交流スペースがあるか。	[整備計画書1(5)入居者・地域・家庭との結びつき]
	② 売店、喫茶の運営やクラブ活動などを通じて、地域住民と交流を図ることができるスペースがあるか。	[整備計画書1(5)入居者・地域・家庭との結びつき]
	③ 軽スポーツ等の健康教室、絵画、俳句等の趣味の講座等の開催などを通じて、地域の元気高齢者等と入居者との交流を図る計画があるか。	[整備計画書1(5)入居者・地域・家庭との結びつき]
	④ その他、入居者や地域住民との交流を促す環境の整備に関し、特徴的な施設整備・運営がなされているか。	[整備計画書1(4)(5)特記すべき事項]
	(2) 家族とのかかわりが継続する環境が整えられていること	
	① 家族宿泊室があるか。	[整備計画書1(4)諸室]
	② 来客用の駐車場が十分確保されているか。	[整備計画書1(4)駐車場]
	③ プライバシーに配慮した相談室があるか。	[整備計画書1(4)諸室]
	④ 居室に宿泊できる、簡易ベッドが用意されているか。	[整備計画書p3,p4]
	⑤ その他、家族とのかかわりが継続する環境の整備に関し、特徴的な施設整備・運営がなされているか。	[整備計画書1(4)(5)特記すべき事項]

評価基準	9. 福祉拠点として、幅広く地域に貢献できる施設		
	(1) 地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、広く地域の高齢者福祉の増進に寄与する施設であること		
	① 介護技術教室、介護予防教室、認知症サポーター養成講座の開催などを通じ、地域の住民に対し、高齢者介護に関する普及啓発を図る計画があるか。		[整備計画書1(5)地域貢献]
	② 地域の認知症高齢者家族などを対象に相談窓口を設ける計画があるか。		[整備計画書1(5)地域貢献]
	③ 定期巡回・随時対応サービスに係る夜間のオペレーター業務の受託など、地域の介護保険事業所と連携し、地域の介護サービスの増進に寄与する計画があるか。		[整備計画書1(5)地域貢献]
	④ その他、一人暮らし高齢者等への配食サービス、通院・買い物等の移送サービスなど、地域のニーズに応じた福祉関連サービスを提供する計画があるか。		[整備計画書1(5)地域貢献]
	(2) 地域に根ざし、地域に開かれ、地域のニーズに対応した、幅広い世代の交流拠点や福祉拠点となるような施設であること		
	① 放課後児童クラブ、認可外保育施設の運営等を通じ、幅広い世代との交流拠点となりうる計画があるか。		[整備計画書1(5)地域貢献]
	② 非常災害時に地域の要援護者を受け入れる計画があるか。		[整備計画書1(5)地域貢献]
	③ その他、障害者の就労訓練の場の提供など、様々な社会福祉に貢献する計画があるか。		[整備計画書1(5)地域貢献]